

令和6年第3回定例会議案説明資料

- 1 議案第89号 損害賠償額の決定及び和解について（救急救命処置事故）・・・P2
- 2 議案第76号 令和6年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管
（救急救命処置事故賠償金）・・・・・・・・・・・・・P3
- 3 議案第85号 財産の取得について（消防救急デジタル無線）・・・・・・・・・・P4～5

【議案第 89 号】

損害賠償額の決定及び和解について

議案書 P17～18

1 提案理由

心臓機能停止前の相手方に対しアドレナリンを誤投与し、後遺障害を与えた事故（以下「本件事故」という。）について、損害賠償の額を定め、相手方と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議決を求めるものである。

2 事故概要

令和3年10月3日に発生した救急事案において、医療機関への搬送途上、アナフィラキシー症状を呈する相手方（当時10代、女性）に対し、救急救命士が本来心臓機能停止後にしか投与できないアドレナリンを心臓機能停止前に投与できると誤認し、ちば消防共同指令センターに常駐する医師（以下「常駐医師」という。）に対し指示要請を行った。その後、常駐医師から指示を受けた救急救命士が相手方に対しアドレナリンを静脈内投与した結果、相手方に致死的不整脈が起これ一時心肺停止状態となったものである。

※アドレナリンの投与…医師からの具体的な指示を受けて救急救命士が行うことができる厚生労働省令で定められた救急救命処置の一つ

3 損害賠償額

総額：63,100,123円

（本市が加入している「（一財）全国消防協会消防業務賠償責任保険」が民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準に基づき算定し、相手方へ提案した結果、双方が合意に至ったもの。）

内訳	本市の賠償額	備考
逸失利益※	46,600,174円	性別・学歴・年齢等から算出
後遺症慰謝料	10,000,000円	後遺障害7級（高次脳機能障害）
治療費	5,189,331円	支払い済み
慰謝料	1,220,000円	入院2カ月、通院1カ月
諸雑費	90,618円	通院費、入院雑費

※ 逸失利益は、将来の収入に対して、後遺症による労働能力の喪失の程度に基づき算出した損害額を賠償するもの。

4 賠償責任

本件事故は、アドレナリン投与を行った救急救命士及び指示を行った常駐医師の過失により発生した事故で、救急救命士については地方公務員法第3条第2項に規定する「一般職」であり、常駐医師についても地方公務員法第3条第3項第3号に規定する「非常勤の嘱託員」であるため、国家賠償法第1条第1項により、本市が賠償責任を負うものである。

【議案第76号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（3号）中所管
[救急救命処置事故賠償金]

補正予算書（歳出）P 8・16
（歳入）P 11

1 補正理由

救急活動時の救急救命処置による事故に関して、示談の内諾が得られたため、損害賠償額を支払うための増額補正を行うものである。併せて、本市で加入している消防業務賠償責任保険からの本件事故に係る保険金収入の歳入補正を行うものである。

2 補正額及び内訳

(1) 歳出補正（単位：千円）

内容	補正額	財源内訳	
救急救命処置事故賠償金	57,911	その他（保険金収入）	31,550
		一般財源	26,361

※事故に係る損害賠償額の63,100,123円のうち、一部払い済みの治療費5,189,331円を控除した、57,910,792円を支出する予定である。

(2) 歳入補正（単位：千円）

内容	補正額
消防業務賠償責任保険金収入	31,550

3 事故概要

令和3年10月3日に発生した救急事案において、医療機関への搬送途上、アナフィラキシー症状を呈する相手方（当時10代、女性）に対し、救急救命士が本来心臓機能停止後にしか投与できないアドレナリンを心臓機能停止前に投与できると誤認し、ちば消防共同指令センターに常駐する医師（以下「常駐医師」という。）に対し指示要請を行った。その後、常駐医師から指示を受けた救急救命士が相手方に対しアドレナリンを静脈内投与した結果、相手方に致死的不整脈が起こり一時心肺停止状態となったものである。

※アドレナリンの投与…医師からの具体的な指示を受けて救急救命士が行うことができる厚生労働省令で定められた救急救命処置の一つ

4 保険金収入

本市は（一財）全国消防協会の消防業務賠償責任保険に加入しており、本市が負う賠償金のうち救急救命士の過失に伴う賠償金額については救急救命士特別約款により保険にて補填されるが、常駐医師の過失分については当該保険の対象外となる。

本市と保険会社で協議した結果、救急救命士の過失割合が5割となったため、損害賠償額63,101千円のうち、救急救命士の過失分に当たる31,550千円が保険金として千葉市に支払われる。

【議案第 8 5 号】

財産の取得について

議案書 P 1 3

1 趣旨

消防救急デジタル無線機は導入から 11 年が経過し、経年劣化による無線機本体の損傷やデジタル表示部の不具合等が増加していることから、適正な消防力を維持するためには消防救急デジタル無線機の更新が必要な状況となっている。

このことから、消防救急デジタル無線機を取得することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定に基づき、議決を求めるものである。

2 財産の取得概要

(1) 取得財産

消防救急デジタル無線機 154 式

(内訳)

	卓上型移動局 消防救急デジタル無線機	車載型移動局 消防救急デジタル無線機	携帯型移動局 消防救急デジタル無線機	可搬型移動局 消防救急デジタル無線機
取得機種	富士通ゼネラル社製 CM-2012DM	富士通ゼネラル社製 CM-2012D	富士通ゼネラル社製 CP-2011P	富士通ゼネラル社製 CM-2012SM
取得数量	14 式	80 式	56 式	4 式
取得予定単価 (税込)	3,162,500 円	2,272,600 円	687,500 円	2,673,000 円

※参考



卓上型移動局
消防救急デジタル無線機



車載型移動局
消防救急デジタル無線機



携帯型移動局
消防救急デジタル無線機



可搬型移動局
消防救急デジタル無線機

- (2) 取得予定価額(税込)
275,275,000円
- (3) 契約方法
一般競争入札

3 予算措置及び財源内訳

- (1) 予算措置
令和6年度 当初予算
- (2) 財源内訳(予定)

(円)

総事業費	財源内訳		備考
	市債※	一般財源	
275,275,000	275,000,000	275,000	※緊急防災・減災事業債 (交付税措置参入率:70%、 交付税措置額:192,500,000)

4 今後の予定

- (1) 本契約の締結 議会での議決後(10月中)
- (2) 納入期限 令和7年3月21日